

令和 7 年度

保健事業の概要

横手市市民福祉部健康推進課

〈目次〉

I. 横手市の概要	1
1. 横手市の概要	2
2. 保健事業の重点目標	2
3. 総人口、世帯数、就業人口	3
4. 地域別年齢別人口、世帯数	3
5. 出生、死亡状況	5
II. 令和7年度業務体系	6
1. 健康推進課と各地域市民サービス課の機構図	7
2. 保健活動の体系	8
3. 保健衛生費事業別予算（当初）	10
4. 集団健（検）診、乳幼児健康診査・健康相談（集団）の実施会場	12
III. 令和7年度事業計画	13
1. 母子保健事業	14
(1)妊娠・出産期	14
(2)乳幼児期	15
(3)思春期	17
2. 歯科保健事業	17
3. 成人保健事業	18
(1)健康増進事業	18
(2)その他の保健事業	21
4. 精神保健事業	22
5. 健康推進事業	23
(1)栄養改善事業	23
(2)予防接種事業	24
(3)結核予防事業	26
(4)学生指導	26
(5)診療所運営事業	27
(6)救急医療対策事業	27
(7)献血推進事業	27
(8)非公営水道事業	27

(9) 飲用井戸事業	27
(10) 狂犬病予防	27
(11) 健康の駅推進事業	28

IV. 令和6年度事業実績33

1. 母子保健事業	34
(1) 妊娠届出、妊婦健康診査、新生児聴覚検査	34
(2) 4か月児、7か月児、10か月児健康診査	35
(3) 健康相談(12か月児)	36
(4) 低出生体重児届出等	36
(5) 不妊症治療費・不育症治療費助成事業	36
(6) 1歳6か月児健康検査	37
(7) 2歳児歯科健康診査	37
(8) 3歳児健康診査	38
(9) 5歳児健康相談	39
(10) 訪問指導	39
(11) 保健指導	40
(12) その他	40
2. 歯科保健事業	41
(1) 妊婦歯科健診	41
(2) フッ化物洗口事業	41
(3) 歯周疾患検診	42
(4) 後期高齢者歯科健診	42
3. 成人保健事業・精神保健事業	43
(1) 各種健(検)診状況	43
(2) 健康教育・健康相談実施状況	54
4. 健康推進事業	60
(1) 栄養改善事業	60
(2) 予防接種事業	62
(3) 学生実習指導状況	66
(4) 横手市市営へき地診療所、市営診療所	66
(5) 献血事業	66
(6) 狂犬病予防事業	66
(7) 健康の駅推進事業	67

I. 横手市の概要

1. 横手市の概要

横手市は、秋田県南部に位置し、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の8市町村が平成17年10月1日に合併、新たに人口10万4千人の県下第2の人口を有する都市として誕生し、令和2年度の国勢調査人口は約8万5千6百人と、現在も県下第2の都市となっています。

地勢は南北に35.2km、東西に45.4kmの広がりを見せ、東には奥羽山脈がそびえ、西には出羽丘陵が連なっており、日本有数の広さと平坦さを誇る横手盆地を形成しています。総面積692.80km²は秋田県全体の約6%を占めています。県内一の大河、雄物川とその支流が貫流する田園風景の美しさは、住む人の心にゆとりと安らぎを与え、豊富な水と肥沃な土壌は、豊かな実りをもたらしています。

2. 保健事業の重点目標

市民が健康でいきいきと日々の生活ができるよう保健、栄養、運動の一体となった総合的かつ効果的な支援をするため、次の重点目標を掲げて実行します。

(1) 第3期よこて健康増進計画初年度の確実な実施

- ・生活習慣病は意識づけ
- ・がん対策は検診受診率の向上
- ・認知症予防は正しい知識を
- ・心の健康・自殺予防は皆の気づきと見守り
- ・栄養と食生活はバランスを重視
- ・身体活動は運動習慣をつける
- ・たばこは害についての正しい知識
- ・アルコールは健康に影響を及ぼす影響を周知
- ・歯・口腔の健康は口腔機能の重要性を普及

(2) 健康寿命の延伸と生活の質向上

【保健】

- ・妊娠期から出産子育てまでの切れ目のない支援
- ・保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・健診結果からの適切な指導

【栄養】

- ・小・中学校と連携した、野菜摂取の重要性と生活習慣病予防に関する栄養教室の開催
- ・手軽に調理できる野菜レシピの考案と普及啓発活動
- ・食習慣調査結果票による個別栄養指導、及び調査データを活用した栄養摂取量の評価、検証

【運動】

- ・働き盛り世代の生活習慣病予防対策実施
- ・介護予防事業への対応を構築
- ・健康の駅実利用者人数の増加、中・小規模駅の新規開設

3. 総人口、世帯数、就業人口（国勢調査）

【単位：人】

総人口	男	女	世帯数	1世帯当たりの人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
85,555	40,326	45,229	31,109	2.8	8,532 (10.0%)	43,422 (50.9%)	33,401 (39.1%)

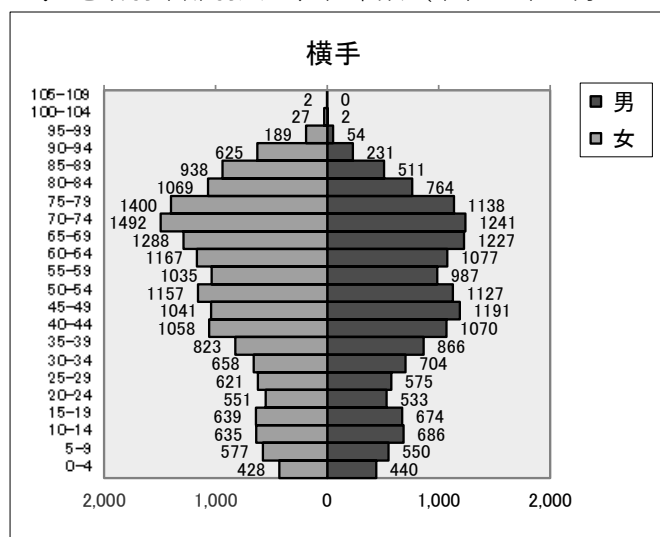
注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。割合は、分母から不詳を除いて算出している。

就業 総人口	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能の産業	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
44,009	6,489	14.8%	11,058	25.3%	26,164	59.9%	298	0.7%

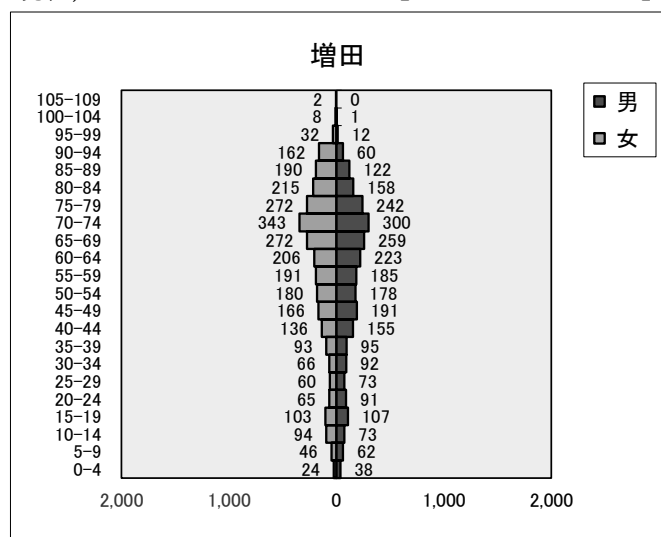
令和2年国勢調査の資料より

4. 地域別年齢別人口、世帯数（令和7年3月31日現在）

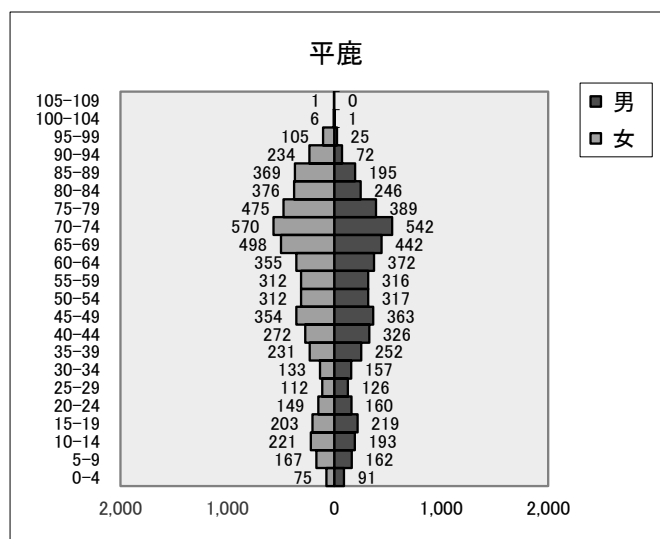
【単位：歳、人、世帯】



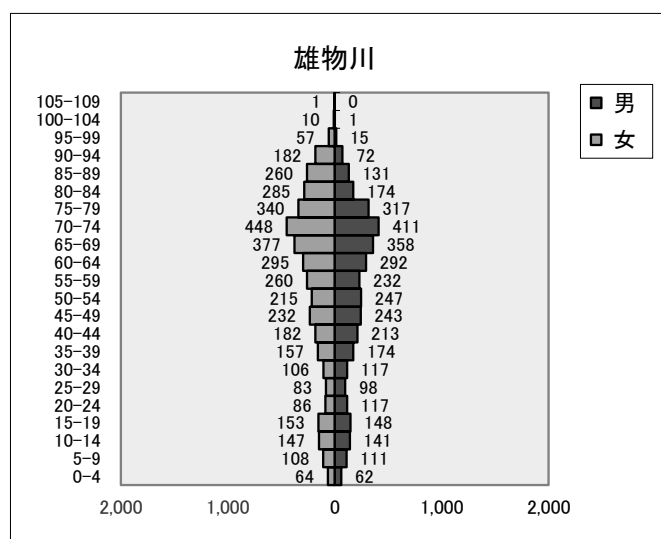
人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
33,068	17,420	15,648	15,079	2.2



人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
5,643	2,926	2,717	2,320	2.4



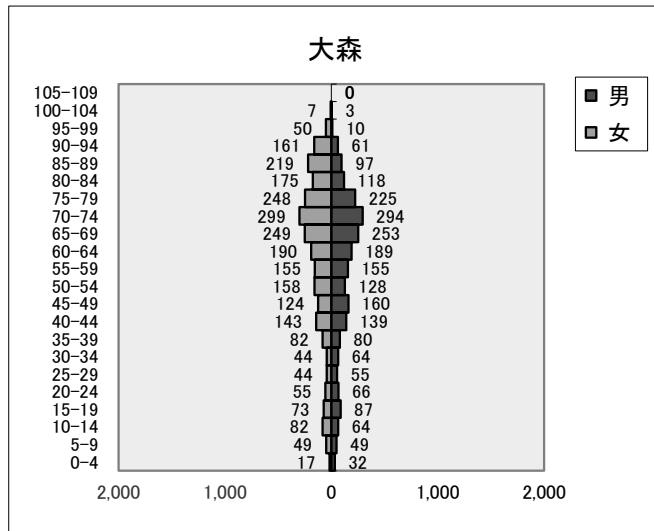
人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
10,496	5,530	4,966	4,010	2.6



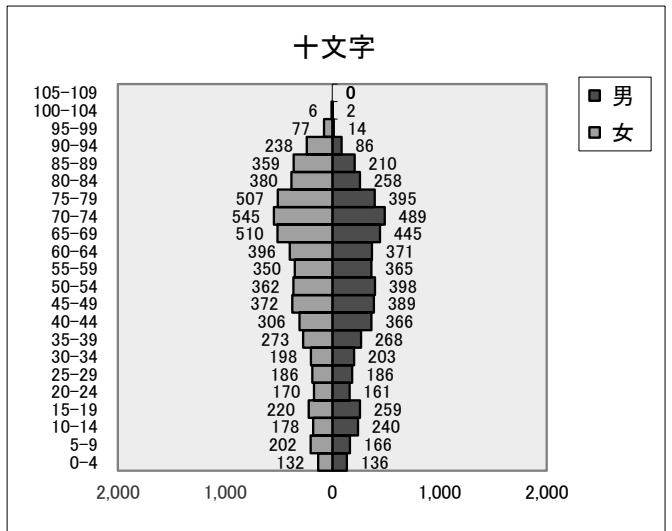
人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
7,722	4,048	3,674	2,938	2.6

4. 地域別年齢別人口、世帯数（令和7年3月31日現在）__続き

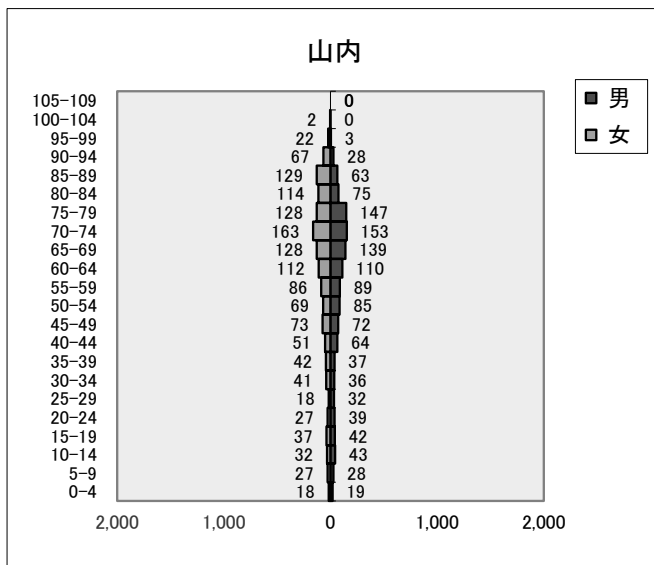
【単位：歳、人、世帯】



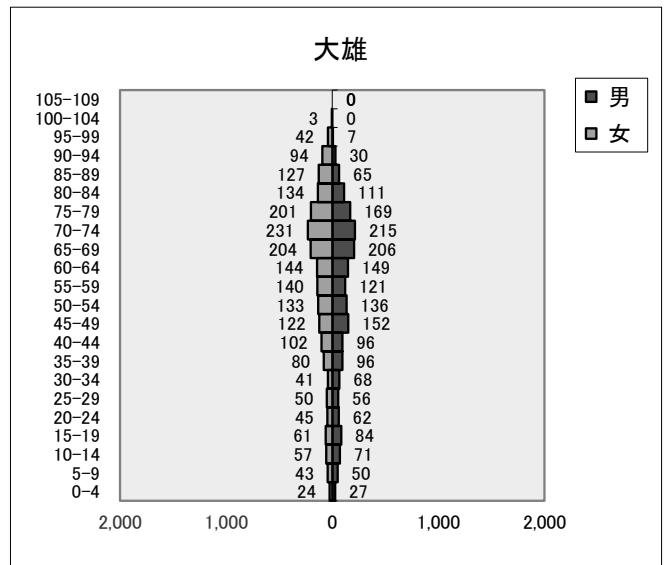
人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
4,953	2,624	2,329	2,052	2.4



人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
11,374	5,967	5,407	4,660	2.4



人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
2,690	1,386	1,304	1,136	2.4



人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
4,049	2,078	1,971	1,534	2.6

横手市合計

人口	女	男	世帯数	1世帯当たりの人口
79,995	41,979	38,016	33,729	2.4

総務企画部総務課資料より

5. 出生、死亡状況

a. 合計特殊出生率

地域別区分		R 5 年			R 4 年		
		横手市	秋田県	全国	横手市	秋田県	全国
出生数（人）	総数	279	3,611	727,277	337	3,992	770,759
	男	152	1,860	372,595	165	2,039	395,257
	女	127	1,751	354,682	172	1,953	375,502
出生率（人口千人）		3.5	4.0	6.0	4.1	4.3	6.3
合計特殊出生率		1.04	1.10	1.20	1.18	1.18	1.26

資料：令和5年人口動態統計（厚生労働省大臣官房統計情報部）

令和5年秋田県年齢別人口流動調査結果（県調査統計課）

b. 年齢調整死亡率（人口10万対）及び標準化死亡比（全国の年齢階級別死亡率を基準としたもの）

地域別区分		R 5 年			R 4 年			
		横手市	秋田県	全国	横手市	秋田県	全国	
年齢調整死亡率		男	516.3	532.2	470.4	462.2	503.7	476.6
		女	276.4	275.8	254.2	225.5	253.8	253.5
標準化死亡比	全死因	男	108.2	112.2	100.0	93.3	101.6	100.0
		女	110.2	104.7	100.0	94.2	97.5	100.0
	悪性新生物	男	106.0	110.9	100.0	98.9	114.2	100.0
		女	87.7	103.0	100.0	94.9	104.6	100.0
	心疾患	男	83.4	90.8	100.0	92.9	87.4	100.0
		女	79.8	87.6	100.0	84.4	86.4	100.0
	脳血管疾患	男	176.7	153.6	100.0	129.3	136.5	100.0
		女	158.7	141.2	100.0	119.3	147.5	100.0
	自殺	男	159.8	107.5	100.0	158.2	116.0	100.0
		女	157.8	122.6	100.0	42.3	98.8	100.0

資料：令和5年人口動態統計（厚生労働省大臣官房統計情報部）

令和5年秋田県年齢別人口流動調査結果（県調査統計課）

※ 年齢調整死亡率は全死因による率。（基準は昭和60年モデル人口）

※ 年齢調整死亡率、標準化死亡比は0歳～85歳以上の5歳階級別年齢区分。

Ⅱ．令和 7 年度業務体系

1. 健康推進課と各地域市民サービス課の機構図

R7.4.1現在

	健康推進課	課長	1人	
		保健師主幹	1人	
		健康づくり係	27人	(事務9人、保健師12人)
		(横手地域業務兼)		(会計年度任用職員6人)
		栄養支援係	7人	(管理栄養士、栄養士6人)
				(会計年度任用職員1人)
		健康の駅係	18人	(事務3人、保健師2人)
				(会計年度任用職員13人)
	増田市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	7人	(事務5人、保健師2人)
	平鹿市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	9人	(事務5人、保健師3人) (専門員1人)
	雄物川市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	7人	(事務3人、保健師3人) (専門員1人)
	大森市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	7人	(事務4人、保健師2人) (専門員1人)
	十文字市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	10人	(事務6人、保健師3人) (専門員1人)
	山内市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	6人	(事務3人、保健師2人) (専門員1人)
	大雄市民サービス課	課長	1人	
		保健福祉係	5人	(事務3人、保健師2人)

2. 保健活動の体系

事業名	区分	内容	関係法令等
母子保健事業	妊娠届出	妊娠届出	(母子保健法第15条)
	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付	(母子保健法第16条)
	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票の交付	(母子保健法第13条)
	新生児聴覚検査	新生児聴覚検査受検票の交付	
	産後ケア事業	産後ケア事業	(母子保健法第17条の2)
	低体重児の届出	低体重児の届出	(母子保健法第18条)
	養育医療	養育医療の届出	(母子保健法第20条)
	健康教育	マタニティクラス、沐浴教室 育児学級、思春期事業 その他の健康教育	(母子保健法第9条)
	健康相談	12か月児健康相談 育児相談 5歳児健康相談 その他の健康相談	(母子保健法第10条)
	訪問指導	妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児訪問	(母子保健法第11、17、19条)
歯科保健事業	乳幼児健康診査	4か月児健康診査 7か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科健康診査 3歳児健康診査 1歳6か月児・3歳児精密健康診査	(母子保健法第12、13条)
	不妊治療費助成	一般不妊治療費助成事業 特定不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業	
	地区組織活動	子育てサークル支援事業	
	フッ化物洗口	フッ化物洗口事業	
成人保健事業	健康教育	むし歯予防教室、その他の健康教育	(母子保健法第9条) (健康増進法第17条)(介護保険法)
	健康診査	歯周疾患検診 後期高齢者歯科健診	(健康増進法第19条の2) (高齢者医療確保法第125条)
	健康手帳の交付	40歳以上の希望者	(健康増進法第17条)
	健康教育	集団健康教育	
	健康相談	重点健康相談 総合健康相談	
	健(検)診調査	19歳以上の市民への健(検)診調査	
	健康診査	特定健診	(高齢者医療確保法第20条)
		後期高齢者健診	(高齢者医療確保法第125条)
		健康診査 骨粗鬆症検診 がん検診(胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺) 肝炎ウイルス検診 生活習慣病予防健診	(健康増進法第19条の2)
	特定保健指導	特定保健指導	(高齢者医療確保法第24条)
	訪問指導	寝たきり者、認知症予防及びがん検診、健康診査等より必要と思われる者への訪問指導	(健康増進法第17条)
	地区組織活動	健康づくりサークル支援	
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	ハイリスクアプローチ ・低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防 ・健康状態不明者の状態把握・サービスへの接続 ポピュレーションアプローチ ・通いの場等におけるフレイル予防	

2. 保健活動の体系

事業名	区分	内容	関係法令等
精神保健事業	心の健康づくり 自殺予防対策事業	心の健康づくり健康教育 心の健康づくり巡回相談 心の健康づくり訪問指導 心の健康づくり・自殺予防対策普及啓発活動 サロン支援・若者支援事業	(自殺対策基本法)
	認知症予防対策事業	認知症予防教室 物忘れ相談 訪問指導	(介護保険法)
	訪問指導	精神保健指導対象者ならびにその家族へ訪問指導	(精神保健福祉法)
健康推進事業	栄養改善事業	食習慣調査・味噌汁塩分調査と分析 個別・集団栄養指導 生活習慣病予防、重症化予防、高齢期の低栄養予防 食に関する情報発信 地区組織の育成・支援	
	予防接種	定期接種 A類疾病 ・五種混合、四種混合、三種混合、二種混合 ・MR、風疹、麻疹、BCG、日本脳炎 ・ヒブ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス ・水痘、B型肝炎、風しん第5期、ロタウイルス B類疾病 ・季節性インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌 ・新型コロナウイルス感染症、带状疱疹	(予防接種法第5条)
		臨時接種	(予防接種法第6条)
		任意接種 ・季節性インフルエンザ(B類の対象除く)、流行性耳下腺炎 ・成人風しん、带状疱疹、男子ヒトパピローマウイルス	
		特別の理由による定期予防接種再接種費用助成	(予防接種法第2条の9)
	結核予防	胸部レントゲン撮影(65歳以上)	(感染症法第53条の2)
	学生実習指導	看護科・助産科・保健科学生の実習指導、講義	
	防疫活動	感染症発生時の患者収容と蔓延防止	
	狂犬病予防	犬の登録、狂犬病予防注射	
	献血活動	献血バス運行への協力 協力事業所の斡旋 献血者への処遇品準備	
	地区組織活動	食生活改善推進員の育成・支援 結核予防婦人会の組織強化	
	水道衛生	非公営水道組合の巡回検査等 飲用井戸等衛生業務相談等	
	救急医療	病院群輪番制運営事業 救急告示病院救急医療運営事業 在宅当番医制運営事業	
	診療所	市営診療所 へき地診療所	
	健康の駅推進事業	生活習慣病・介護予防のための健康づくり支援 大規模・中規模・小規模健康の駅、プロジェクト事業	

3. 保健衛生費事業別予算（当初）

【単位：千円】

事業名		予算額計	健康推進課	地域局
01	一般会計	1,030,764	976,023	54,741
04	衛生費	1,030,764	976,023	54,741
01	保健衛生費	1,030,764	976,023	54,741
01	保健衛生総務費	93,520	83,849	9,671
02	保健衛生管理費	30,251	21,786	8,465
01	保健衛生管理事業	30,251	21,786	8,465
04	医療体制整備事業	53,288	53,288	-
01	救急告示病院救急医療事業	22,000	22,000	-
02	在宅当番医制事業	3,455	3,455	-
03	病院群輪番制事業	27,833	27,833	-
06	不妊治療費助成事業	8,775	8,775	-
01	不妊治療費助成事業	8,775	8,775	-
07	非公営水道費	1,206	-	1,206
01	非公営水道事業	1,206	-	1,206
08	地方創生臨時交付金事業	28,956	28,956	-
01	公立病院物価高騰対策事業	28,956	28,956	-
02	予防費	438,678	438,186	492
01	予防接種事業	363,090	363,090	-
01	予防接種事業	363,090	363,090	-
02	任意予防接種助成事業	55,645	55,645	-
01	任意予防接種助成事業	55,645	55,645	-
03	結核予防事業	13,226	12,734	492
01	結核予防事業	13,226	12,734	492
04	歯科保健事業	4,423	4,423	-
01	歯科保健事業	4,423	4,423	-
05	生活習慣病予防健診事業	2,294	2,294	-
01	生活習慣病予防健診事業	2,294	2,294	-
03	健康増進費	191,874	191,874	-
01	健康診査事業	7,936	7,936	-
01	健康診査総務費	7,936	7,936	-
02	がん検診事業	148,789	148,789	-
01	がん検診事業	146,810	146,810	-
02	がん検診クーポン推進事業	1,979	1,979	-
03	健康の駅推進事業	26,432	26,432	-
01	健康の駅推進事業	26,432	26,432	-
04	健康教育事業	1,489	1,489	-
01	健康教育総務費	1,489	1,489	-
05	健康相談事業	181	181	-
01	健康相談総務費	181	181	-
06	訪問指導事業	88	88	-
01	訪問指導事業	88	88	-
07	栄養改善事業	4,341	4,341	-
01	栄養改善事業	4,341	4,341	-

3. 保健衛生費事業別予算（当初）

【単位：千円】

事業名				予算額計	健康推進課	地域局
			08 献血推進事業	980	980	-
			01 献血推進総務費	980	980	-
			09 心の健康づくり事業	1,638	1,638	-
			01 心の健康づくり総務費	1,638	1,638	-
			04 母子保健費	111,660	111,660	-
			01 妊産婦保健事業	47,278	47,278	-
			01 妊産婦保健総務費	47,278	47,278	-
			02 乳幼児保健事業	18,263	18,263	-
			01 乳幼児保健総務費	18,263	18,263	-
			03 妊婦のための支援給付交付金事業	43,496	43,496	-
			01 妊婦のための支援給付交付金事業	43,496	43,496	-
			04 母子保健事業	2,623	2,623	-
			01 小児予防接種電子化事業	2,623	2,623	-
			06 特定健康診査費	136,710	136,710	-
			01 特定健康診査事業	82,564	82,564	-
			01 特定健康診査事業	82,564	82,564	-
			02 保健指導事業	3,528	3,528	-
			01 保健指導事業	3,528	3,528	-
			03 後期高齢者健診事業	50,618	50,618	-
			01 後期高齢者健診事業	47,053	47,053	-
			02 後期高齢者歯科健診事業	3,565	3,565	-
			09 診療所費	1,012	-	1,012
			01 診療所費	1,012	-	1,012
			01 山内診療所費	546	-	546
			02 三又へき地診療所費	329	-	329
			03 上平野沢へき地診療所費	137	-	137
			10 保健衛生施設費	57,310	13,744	43,566
			01 保健センター費	57,310	13,744	43,566
			01 横手保健センター費	8,969	8,969	-
			02 横手保健センター費（建設）	4,775	4,775	-
			03 平鹿保健センター費	35,016	-	35,016
			04 雄物川保健センター費	1,804	-	1,804
			05 大森保健センター費	6,746	-	6,746

04 介護保険特別会計	30,399	30,399	-
04 地域支援事業費	30,399	30,399	-
02 一般介護予防事業費	30,399	30,399	-
01 一般介護予防事業費	30,399	30,399	-
03 認知症予防事業	435	435	-
01 認知症予防事業	435	435	-
04 介護予防型健康の駅事業	29,964	29,964	-
01 介護予防型健康の駅事業	29,964	29,964	-

4. 集団健（検）診、乳幼児健康診査・健康相談（集団）の実施会場

（１）集団健（検）診

地域	会場	住所
横手	横手保健センター	横手市横山町 1 - 1
	横手武道館	横手市条里二丁目 1 - 5
	あさくら館	横手市朝倉町 6 - 3 8
増田	増田地区多目的研修センター	横手市増田町増田字土肥館 1 7 3
平鹿	平鹿町ゆとり館	横手市平鹿町浅舞字蔭沼 2 8 9
	浅舞地区交流センター	横手市平鹿町浅舞字覚町後 1 4 0
雄物川	雄物川保健センター	横手市雄物川町今宿字鳴田 1
	雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑 3 3 8
大森	大森地区交流センター	横手市大森町字大中島 2 7 6
十文字	十文字地区交流センター（十文字庁舎内）	横手市十文字町字海道下 1 2 - 5
山内	山内地区交流センター（山内庁舎内）	横手市山内土渕字二瀬 8 - 4
	山内体育館	横手市山内平野沢字南相野々 4 2 - 1
大雄	大雄地区交流センター	横手市大雄字本庄道下 1 0
	大雄農業団地センター	横手市大雄字三村東 1 8

（２）乳幼児健康診査・健康相談（集団）

地域	会場	住所
横手	横手保健センター	横手市横山町 1 - 1
増田		
平鹿		
雄物川		
大森		
十文字		
山内		
大雄		

Ⅲ. 令和 7 年度事業計画

1. 母子保健事業

(1) 妊娠・出産期

項目	目的	内容	対象者	備考
母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康増進を図る。	・ 母子健康手帳の活用方法を説明する。 ・ 妊婦健診・歯科健診の受診勧奨及び妊娠、出産、育児に関し必要な保健指導を行う。	妊娠届出をした者	H17 年度～ 保健指導
妊婦健康診査受診票・歯科健康診査受診票の交付	疾病の早期発見・早期治療を促進し、妊婦の健康管理の向上を図る。	委託医療機関において妊娠期間内に必要な健診を実施する。 (追加項目) 産婦健康診査受診票 1 回 母乳育児相談補助券 3 回まで 40 週健康診査受診票 41 週健康診査受診票 40 週健康診査受診票に NST 追加 41 週健康診査受診票に NST 追加 精密健康診査受診票 1 回 多胎受診票 6 回	妊娠届出をした者	R 2 年度～変更 H28 年度～ H29 年度～
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行う。	委託医療機関において新生児・乳児期に検査を実施する。	新生児・乳児	R 1 年度～
マタニティクラス	妊婦とその家族がともに安心して妊娠から出産を乗り越え、意欲的に楽しく育児ができるよう支援する。	妊娠中の快適な過ごし方や栄養などの講話、妊娠シミュレーター体験、沐浴実習を実施する。 歯科医師による講話を実施し、妊娠中の歯科保健の重要性を啓発する。	妊婦とその家族	
沐浴教室	赤ちゃんの誕生に備え、事前実習することで不安解消につなげ、子育てへの理解を深める。	沐浴実習を実施する。	妊婦とその家族	
妊産婦訪問指導	妊娠、出産、産褥期を正しく理解し、安心して出産・育児ができるような環境づくりを推進する。また、精神不安を含め、異常兆候の早期発見に努めるとともに、個々にあった育児の知識、情報が得られるよう支援する。	経過観察を要する妊産婦に対して家庭訪問による助言・指導をする。	妊産婦	
産後ケア事業	母親の身体的回復、心理的安定を促進し、自身のセルフケア能力を育み、母子と家族が健やかな育児ができるよう支援する。	対象者を医療機関へ宿泊させ、産婦の心身ケア、育児手技指導・相談等母子に必要な保健指導を実施する。 (最大 7 日間)	産後 4 か月までの産婦とその子	R 3 年度～
一般不妊治療費助成事業	不妊治療費用を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図る。	体外受精、顕微授精などの特定不妊治療を除く一般不妊治療で医師が必要と認めた検査・治療に対し助成する。	一般不妊治療を受けている夫婦	H22 年度～
特定不妊治療費助成事業		一般不妊治療助成事業の対象外である体外受精、顕微授精に対し、県が実施する事業に上乘せし助成する。交通費を助成する(市内及び市隣接の医療機関受診分は除く)。	県の特定不妊治療費助成を受けている夫婦	H26 年度～ 交通費助成は R 5 年度～

項目	目的	内容	対象者	備考
不育症治療費助成事業	不妊治療費用を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図る。	夫婦の染色体異常、子宮形態異常、内分泌異常などの検査・治療に対し助成する。	不育症治療を受けている夫婦	H27年度～
妊婦のための支援給付金事業	全ての妊婦子育て世帯が安心して出産子育てできるよう支援する。	・妊娠期から出産子育てまで一貫して行う伴走型相談支援（妊娠届出時、妊娠7～8か月頃、出産後に面談及びアンケートを実施） ・妊婦のための支援給付金の交付。	・妊娠届出をした者 ・出生した子を養育する者	R5年度～

（２）乳幼児期

①健康診査事業

項目	目的	内容	対象者	備考
４・７・１０か月児健康診査	健康状態の診査と保健指導を行い、心身ともに健全な発育を支援し、健康の増進を図る。	身体計測、問診・発達確認、内科診察、保健指導、栄養指導（離乳食のすすめ方など）	４・７・１０か月児	４・７か月（集団） １０か月（医療機関）
１歳６か月児健康診査	精神・運動発達の状態を確認し、心身ともに健やかな発育・発達が遂げられるために適切な支援を行う。	身体計測、問診・発達確認、内科診察、歯科診察、保健指導、栄養指導	１歳６～７か月児	
３歳児健康診査	精神・運動発達の状態を確認し、心身ともに健やかな発育・発達が遂げられるために適切な支援を行う。	身体計測、尿検査、視覚検査（屈折検査を含む）、聴覚検査、問診・発達確認、内科診察、歯科診察、保健指導、栄養指導	３歳６～７か月児	R4年度～屈折検査開始
精密健康診査（１歳６か月児・３歳児）	各健康診査において、健やかな心身の発達の妨げと考えられる要因に対し、より精密な検査を行い、早期に適切な治療へと結びつける。	協力医療機関における精密検査	健康診査の結果、身体面で精密検査を必要とする児	
２歳児歯科健康診査	基本的な歯科保健知識、習慣を身につけ、歯科疾患の予防を図る。	身体計測、歯科診察、保健指導、栄養指導、歯科指導	２歳６～７か月児	

②健康相談事業

項目	目的	内容	対象者	備考
５歳児健康相談	就学前に精神・運動発達の状態を確認し、集団生活への適応について児の特性を親が「気づく場」とする。その中でADHDやLDなどの発達障害を早期に見出し、適正な療育・教育につなげていく。	身体計測、問診・発達確認、発達相談、保健指導、栄養指導	５歳０か月児～５歳１か月児	H23年度～全地域
１２か月児健康相談	個々の相談に応じながら、健やかな成長を促す。	身体計測、保健指導、栄養指導（幼児食のすすめ方など）、歯科指導	１２か月児	

項目	目的	内容	対象者	備考
育児相談（電話、面接）	育児不安の解消や、心身共に安心して健康な生活が送られるよう支援する。	保健指導等	乳幼児の保護者等	

③子育て支援事業等

項目	目的	内容	対象者	備考
子育て支援事業	親子、そして子どもを取り巻く人々が集い、様々な交流を通じて、生き生きと楽しく育児ができる環境整備を図り地域共生社会を確立する。また、社会資源を利用することにより、地域一体となった子育てを図る。	・子育て支援に関する活動支援 ・SNS活用による子育て支援（沐浴方法、幼児の歯みがき方法）	就園前の児をもつ保護者	R 4 年度～
ハートフルブック事業	乳幼児期における心の健康づくり事業のひとつ。絵本をとおして親子関係を確立させ、子どもたちの豊かで健やかな心をはぐくむ。	乳児健診の場において、絵本の贈呈を行う。	4～5 か月児	H17 年度～

④訪問指導

項目	目的	内容	対象者	備考
未熟児訪問指導	未熟児とその保護者の健康を支援する。	未熟児の発育、発達の確認と保護者に対して必要な助言・指導を実施する。	未熟児で医師が必要と認めた児	
新生児訪問指導	母乳栄養の推進や適切な授乳、その他育児全般に対する指導を行う。また、乳児健診等の受診勧奨を行い、安心して子育てができるよう支援する。	発育、発達を確認し、新生児・産婦に対する助言・指導を行う。	生後 28 日未満の児	
乳幼児全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後 4 か月までに訪問指導を実施することで、安心して育児ができるように支援し、必要なサービスに結びつける。	生後 4 か月までに訪問し、発育、発達を確認し、育児の助言・指導を行う。	新生児～生後 4 か月未満の児	H19 年度～
乳幼児訪問指導	経過観察を要する乳幼児を各関係機関と連携をとり、疾病の早期発見、早期治療または療養を図る。	経過観察を要する乳幼児に対して、精密検査の勧奨や療育指導、相談を実施する。	健康診査や相談の結果、訪問指導を必要とする児	

⑤その他

項目	目的	内容	対象者	備考
未熟児養育医療給付事務	未熟児およびその保護者の健康を支援する。	養育のため病院等に入院を必要とする未熟児に対し、県の指定する医療機関において養育に必要な医療給付の決定に関する事務	医師が必要と認めた未熟児	H25 年度、県より全面的に権限移譲
低体重児届けの受理	低体重児およびその保護者の健康を支援する。	出生体重が 2,500 g 未満の児の届出の受理	出生体重が 2,500 g 未満の児	H18 年度～

項目	目的	内容	対象者	備考
結核児童療育給付事務	結核のため長期入院する児童を支援する。	県の指定する医療機関に入院を必要とする児童に対し、療育に必要な給付の決定に関する事務	医師が必要と認めた児童	H21 年度、県からの権限移譲

(3) 思春期

項目	目的	内容	対象者	備考
性＝生教育出前講座	・いのちを大切にし、お互いの「性」を尊重し生きる力を学ぶ。 ・性感染症と子宮頸がんの予防を図る。	心と身体に関する講話や体験型健康教育を実施する。	幼稚園・保育園児 小学生 中学生 高校生	H17 年度～
防煙教室	たばこの害についての知識を深める。	保健師による講話。学校と連携して実施する。	小学 6 年生	H18 年度～
生活習慣病予防講話、保健指導	「生活習慣病」に関する正しい知識を身につけ、小中学生の時から適正な生活習慣を身に付けて、生涯にわたって生活習慣病を予防する。	小・中学校の生活習慣病予防健診後、健康講話等事後指導を実施する。 特に肥満度 30%以上の児童・生徒には栄養士による※BDHQ 食習慣調査を実施し個別指導にあたる。	小学 4 年生 中学 1 年生	H24 年度～
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族へ支援を学ぶ。また、思いやりの心を育む。	各小中学校に出向き授業の一環として認知症サポーター養成講座を実施する。	小学 5 年生 小学 6 年生 中学生	まると福祉課と連携

※BDHQ:簡易型自記式食事歴法質問票

2. 歯科保健事業

項目	目的	内容	対象者	備考
フッ化物洗口事業	生涯にわたる歯の健康づくりを推進する。	・保護者への事業説明会の実施 ・歯科医師による指導 ・う歯予防に関する啓発 ・フッ化物洗口の実施 ・フッ化物洗口液（オラブリス）の作成	保育所・幼稚園入所の年長児 小学校 中学校	H19 年度～
むし歯予防教室	永久歯のむし歯予防と歯周疾患を予防し、健康な歯を保つことの大切さやその方法などについて知識の普及を図る。	・歯科衛生士による指導 ・う歯予防に関する啓発	保育園（所） 小中学校 高齢者	高齢者：まると福祉課と連携
歯周疾患検診	成人期の歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見を図るとともに、壮年期からの歯の健康についての認識と自覚の高揚を図る。	協力歯科医療機関における個別検診方式。 ・問診、口腔内診療、結果の説明及び歯周疾患予防の保健指導	20、30、40、50、60、70 歳の市民	H21 年度～ R6～対象者に 20、30 歳追加
後期高齢者歯科健診	歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能低下の予防を図る。また、肺炎等の疾病予防にも繋げていく。	協力歯科医療機関における個別健診方式。 ・問診、口腔内診療、結果の説明及び歯科保健指導	76、79 歳の後期高齢者医療被保険者	H29 年度～

3. 成人保健事業

(1) 健康増進事業

項目	目的	内容	対象者	備考
健（検）診調査票	健（検）診受診状況を把握し、市民の健康に役立てる。	健（検）診のお知らせを行い、次年度の受診者を把握する。	19 歳以上の市民（世帯毎）	
健康手帳の配付	自己の健康管理に役立てられるように配付する。	血圧の記録や健康相談の状況等について記載	40 歳以上の希望する市民	H29 年度～
特定健康診査 後期高齢者健康診査	生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、生活指導に結びつけ、疾病の予防を図る。	特定健康診査等の基本項目 ・身体計測、腹囲、検尿、血圧測定、問診、理学的検査、血液検査、尿酸 ・詳細（追加）項目：心電図、眼底検査、血清クレアチニン、貧血検査は詳細のみ（後期高齢者健診は腹囲除く） ・尿中推定 1 日食塩摂取量	40～74 歳までの国保被保険者 後期高齢者医療被保険者	H20 年度～ H30 年度～ 詳細・追加 項目の変更 R 1 年度～ 個別医療機関方式 R 3 年度～
各種がん検診	各種がんの早期発見・早期治療に結びつけ、がん死亡者数の減少を図る。	（肺がん検診） 問診、胸部 X 線検査、問診により必要な方のみ喀痰検査	40 歳以上の市民 ※60 歳以上の市民無料	※秋田県がん検診受診率向上推進事業の助成
		（胃がん検診） 問診、胃部 X 線検査	40 歳以上の市民 ※50、52、54、56、58 歳の市民無料	※秋田県がん検診受診率向上推進事業 ■H23～27 年度 40、50 歳無料クーポン事業 ■H25～27 年度 コールリコール事業
		胃内視鏡検査	年度内 50、52、54、56、58 歳の市民	■R 3 年度 58 歳 R 4 年度 50、58 歳 R 5 年度～50、52、54、56、58 歳
		（大腸がん検診） 問診、便潜血検査	40 歳以上の市民 ※50～54 歳の市民無料	※秋田県がん検診受診率向上推進事業の助成 ■H23～27 年度 40、45、50、55、60 歳無料クーポン事業 ■H31 年度～コールリコール事業

項目	目的	内容	対象者	備考
		(子宮頸がん・婦人科超音波検診) 問診、視診、子宮頸部細胞診、超音波検査	20～39 歳の女性（毎年） 40 歳以上の女性（偶数年） ※21 歳・無料クーポン対象 ※30～34 歳の女性無料 ※22、24、26、28 歳の女性無料	※ ¹ 新たなステージに入ったがん検診の総合事業助成 ※ ² 秋田県がん検診受診率向上推進事業の助成 ※ ³ 秋田県若年女性のためのがん検診受診促進事業の助成 ■H28～30 年度コールリコール事業
		子宮頸がん検診無料クーポン事業		
		(乳がん検診) 問診、乳房 X 線検査（マンモグラフィ）	40 歳以上の女性（偶数年） ※41 歳無料クーポン対象 ※40、42、44 歳の女性無料	
		乳がん検診無料クーポン事業		
		(前立腺がん検診) 問診、血液検査（P S A 値）	50 歳以上の男性	
肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルスの感染状況を認識し早期発見、早期治療を図る。	問診、血液検査（B 型肝炎・C 型肝炎ウイルス検査）	40 歳の市民	H21 年度より再開
肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検診による陽性者に対し、必要な医療が受けられるよう支援する。	肝炎ウイルス陽性者で、フォローアップに同意した方に対し、初回精密検査、定期検査の助成等を実施する。	40 歳の市民	H26 年度～
骨粗鬆症検診	寝たきりの原因である骨粗鬆症を予防する。	X 線による骨密度測定	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性	
生活習慣病予防健診	生活習慣病の早期発見、早期治療を図り、生活指導に結びつけ重症化を防ぐ。	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査	19～39 歳の市民	
各種健（検）診追跡調査	各種健（検）診結果において、要受診、要精密検査と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。	・特定健診や生活習慣病予防健診を受診し、各健診項目が受診勧奨判定値以上の者に対し、健康診査受診結果返信票を通知する（医療継続を除く）。 ・各種がん検診においては、精密検査対象者に受診勧奨を行う。	各種健（検）診の結果、精密検査対象者	

項目	目的	内容	対象者	備考
高血圧対策事業	脳卒中の危険因子である高血圧予防対策を実施し、脳卒中死亡者及び発症者を予防する。	・高血圧者に対し、受診勧奨および保健指導を実施する。 ・若年層(20～40代)からの高血圧予防を目的に血圧測定及び保健指導を行う。 ・20歳～69歳で市民健診の結果、血圧値180/110mmHg以上で未治療者に訪問指導を実施する。 ・高血圧対策検討会(年1回)の開催	市民	H27年度～保健活動重点事業
健康相談	心身の健康に関し、個別の相談に応じ必要な助言や指導を行い、家庭における健康管理を支援する。	・重点健康相談(高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、女性の健康病態別)幅広く相談できる窓口の設置等により、上記相談を行う。 ・総合健康相談 対象者の心身の健康に関する一般的事項について総合的な指導、助言を行う。	健康増進法により40～64歳の市民(65歳以上の市民は、地域支援事業)	65歳以上はまるごと福祉課及び地域包括支援センターと連携
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、適切な助言や指導を行うことにより、壮年期からの健康の保持・増進を支援する。	・健診結果説明会 健診結果の見方や健康状態の確認、特定保健指導へのつながりを図る。 ・集団健康教育 健康教室、講演会等により、歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患、病態別、薬、一般健康教育(心の健康・認知症など)を行う。 ・町内会、各会合からの要請を受け健康学習や講話を実施する。	健康増進法により40～64歳の市民(65歳以上の市民は、地域支援事業)	65歳以上はまるごと福祉課及び地域包括支援センターと連携
特定保健指導	内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することを目的とする。	・特定健診結果や質問票などより生活習慣病のリスク要因に応じて階層化(動機付け支援・積極的支援)し、食習慣調査や保健指導を実施する。	特定保健指導対象者	H20年度～R1年度～JA健診分を平鹿総合病院に委託
糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業	糖尿病重症化リスクが高い「未治療者・治療中断者」を治療に結びつける。重症化リスクの高い糖尿病患者に対して、かかりつけ医の指示により保健指導を実施し、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的とする。	未治療者 特定健診結果より受診勧奨レベルⅠ〔1〕空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上またはHbA1c(NGSP)6.5%以上の者。〔2〕尿蛋白(+)以上の者 レベルⅡ〔1〕HbA1c6.5%以上8.0%未満かつ[eGFR(糸球体ろ過量)45以上60未満(ml/分/1.73m²)または尿蛋白±]〔2〕HbA1c7.0%以上8.0%未満かつ[eGFR60以上かつ尿蛋白-]〔3〕HbA1c7.0%以上8.0%未満かつ[腎障害の程度判定不可]〔4〕60歳未満の者でHbA1c6.5%未満かつeGFR60未満 レベルⅢ〔1〕HbA1c8.0%以上〔2〕HbA1c6.5%以上8.0%未満かつ尿蛋白+以上〔3〕eGFR45未満	特定健診受診者	H30年度～ R7～県のモデルプログラム改正により対象者抽出基準変更
		治療中断者 レセプトデータから、過去2年前から1年前までの1年間に糖尿病で治療歴がある者で最近6か月以内に糖尿病で受診していない者。	国保加入者	R2年度～

項目	目的	内容	対象者	備考
		保健指導 医療機関と連携をとりながら専門職が実施する。実施期間の目安は6か月間とし複数回行うものとする。 ア. かかりつけ医が抽出する場合 糖尿病で治療中、尿アルブミン、尿蛋白、eGFR 等により腎機能低下が判明し、保健指導が必要と医師が判断した者 イ. 市が抽出する場合 特定健診受診者のうち糖尿病治療中で、かつ、eGFR 30 以上 45 未満または尿蛋白＋以上の者（eGFR 30 未満の者は対象外）	横手市国保加入者で 本人及びかかりつけ医の同意があった者で、アまたはイに該当する者	R 1 年度～保健指導 R 7 ～県のモデルプログラム改正により対象者抽出基準変更
訪問指導	生活環境を踏まえた上で、助言・指導を行い心身機能の低下予防と健康の保持増進を図る。	正しい知識の普及、保健指導や社会資源の活用、関係機関との連絡調整を行う。	健診要指導者、閉じこもり予防、介護家族、寝たきり、認知症高齢者、重複・頻回受診者等	65 歳以上は地域包括支援センターと連携
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の心身の特性を踏まえたフレイル予防及び介護予防を一体的に推進する。	・ハイリスクアプローチ - 低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防 - 健康状態不明者の状態把握、サービスへの接続 ・ポピュレーションアプローチ - フレイル健診、フレイル予防講座	後期高齢者	R 2 年度～

（２）その他の保健事業

項目	目的	内容	対象者	備考
がん患者医療用補正具購入費助成	がん治療に伴い医療用補正具の購入に係る経費を支援し、経済的負担の軽減し、社会参加の促進、療養生活の質の向上を図る。	・頭髮補正具（全頭用に限る）及び乳房補正具の購入費助成 ・助成額は頭髮補正具 30,000 円、乳房補正具 20,000 円が上限	がん治療を受けた者又は受けている者	・ H 30 年度～ ・ R 2 年度～ 秋田県がん患者医療用補正具助成事業
軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成	軽度・中等度難聴者のコミュニケーション能力の維持及び向上を図るとともに積極的な社会参加を支援することにより、うつ病、認知症等の発症リスクの低減に資する。	新たな補聴器（本体及び付属品）購入費（上限 50,000 円）を助成	18 歳以上の身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴者	R 5 年度～
次世代多目的コホート研究への協力	市民の生活習慣や遺伝的素因とがん等の生活習慣病がどう関わっているか明らかにすることを目的に国立がん研究センターが行う研究への協力、市民への研究結果の還元。	国立がん研究センター、横手市医師会、横手市歯科医師会、横手保健所と連携し、研究に同意する市民の異動情報、国保・後期高齢者医療レセプト情報、介護保健情報等を国立がん研究センターに提供し、研究に寄与する。	国立がん研究センター	

5. 健康推進事業

(1) 栄養改善事業

項目	目的	内容	対象者	備考
健康づくりの推進に係わる調査及び分析	個人(集団)の栄養素と食品の摂取状況を把握し、目指すべき値を決め生活習慣病予防対策に活かす。	※BDHQによる食習慣調査の実施と分析 妊娠期 小児生活習慣病予防健診対象者 肥満度30%以上児童・生徒 特定保健指導対象者 健康の駅利用者 - みそ汁塩分測定の実施	市民 妊婦 小4、中1 小学生、中学生 市民	
生活習慣病予防の取り組み	市民一人ひとりが健康意識を向上し、生活習慣病予防、重症化予防のための食生活の改善ができるよう支援する。	※BDHQによる食習慣調査結果票を活用した個別栄養指導 妊娠期/学童期・思春期/成人期/高齢期 - 乳幼児健診個別栄養相談 - 食育教室 妊娠期/乳幼児期/学童期・思春期/成人期/高齢期 - 野菜摂取と減塩推進活動の実施 - 栄養講習会の開催 - 栄養相談の実施	市民 4、7、12か月児 1.6、2、3、5歳児 市民	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	ハイリスク者の低栄養等を予防し、健康寿命の延伸を図る。	栄養摂取状態の把握、栄養相談、計画作成 訪問、電話等による状況確認。 実施の期間は3～4か月を目安とし、複数回実施する。	後期高齢者	
食の情報・広報関係	自然に健康になれる環境づくりの推進。	- ホームページの更新 - 市報、SNSを活用した簡単野菜レシピと栄養情報の発信	市民	
地区組織の育成・活動の支援	地区組織(食生活改善推進員)を育成・支援し、行政と連携した住民参加型健康づくり活動の推進を行う。	- 食生活改善推進員養成講座 - 食生活改善推進協議会研修会、講習会	市民	

※BDHQ:簡易型自記式食事歴法質問票

(2) 予防接種事業

対象疾患		対象者等	実施方法	実施時期	場 所	備 考
定期 A 類 疾 病	五種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎 ヒブ感染症	生後2か月以上90か月未満 Ⅰ期初回 3回 Ⅰ期追加 1回	個別接種	通年	協力医療機関	R6年度～
	四種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎	生後2か月以上90か月未満 1期初回 3回 1期追加 1回	個別接種	通年	協力医療機関	H26年三種 混合ワクチ ン製造中止 →四種混合 へ切り替え
	二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満 1回	個別接種	通年	協力医療機関	H25年度～
	不活化 ポリオワクチン (急性灰白髄炎)	生後2か月以上90か月未満 Ⅰ期初回 3回 Ⅰ期追加 1回	個別接種	通年	協力医療機関	
	結核 BCG	生後12か月未満 1回	個別接種	通年	協力医療機関	H25年度改 正
	MR 混合 (麻疹・風疹混合 ワクチン)	Ⅰ期：生後12か月以上24か月 未満(1回) Ⅱ期：5歳以上7歳未満で就学 始期に達する日の1年前から 前日までにある者(1回)	個別接種	通年	協力医療機関	
	風しん	第5期 昭和37(1962)年4月2日から 昭和54(1979)年4月1日の間 に生まれた男性で令和7年3 月までに抗体検査を実施した 結果、風しんの抗体が不十分な 者 予防接種(1回)	個別検査 個別接種	通年	協力医療機関	R7年4月 1日～R8 年3月31日 まで
	日本脳炎	生後6か月以上90か月未満 Ⅰ期：初回 2回 追加 1回 Ⅱ期：9歳以上13歳未満 1 回 特例措置：H17.18年度 生まれ(4回)	個別接種	通年	協力医療機関	H23年5月 20日に予防 接種法施行 令改正
	ヒブ感染症	生後2か月以上5歳未満 初回接種 3回 追加接種 1回	個別接種	通年	協力医療機関	H25年度～
	小児の肺炎 球菌感染症	生後2か月以上5歳未満 初回接種 3回 追加接種 1回	個別接種	通年	協力医療機関	H25年度～

対象疾患		対象者等	実施方法	実施時期	場 所	備 考
定期 A 類 疾 病	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12 歳となる日の属する年度初日か ら 16 歳となる年度末日までの間に ある女子 2～3 回 (開始年齢や種類によって異なる)	個別接種	通年	協力医療機関	H25. 6. 14 積 極的接種勧奨 の差し控え R 4. 4 月～ 積極的勧奨再 開
	ヒトパピローマ ウイルス感染症 キャッチアップ 接種条件付期間 延長	積極的勧奨を差し控えている間に定 期接種の対象であった平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの 間に生まれた女子で令和 4～6 年度 までに 1 回以上接種した方で未完了 の者 1～2 回	個別接種	通年	協力医療機関	R 7 (2025) 年 4 月 1 日～R 8 (2026) 年 3 月 31 日まで の時限措置
	水痘	生後 12 ヶ月以上 36 か月未満 2 回	個別接種	通年	協力医療機関	H26 年 10 月～
	B型肝炎	生後 1 歳未満 初回 2 回 追加 1 回	個別接種	通年	協力医療機関	H28 年 10 月～
	ロタウイルス感 染症	1 価：生後 6 週以上 24 週未満 2 回 5 価：生後 6 週以上 32 週未満 3 回	個別接種	通年	協力医療機関	R 2 年 10 月～
定期 B 類 疾 病	季節性 インフルエンザ	65 歳以上 (1 回) (60 歳～64 歳までの身体障害者手 帳 1 級相当の者)	個別接種	10 月～翌 年 2 月	協力医療機関	
	高齢者の肺炎球 菌感染症	満 65 歳 (1 回) (60 歳～64 歳までの身体障害者手 帳 1 級相当の者)	個別接種	通年	協力医療機関	
	新型コロナ ウイルス感染症	65 歳以上 (1 回) (60 歳～64 歳までの身体障害者手 帳 1 級相当の者)	個別接種	10 月～翌 年 2 月	協力医療機関	R 6 年度～
	帯状疱疹	・65 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの 年齢と 100 歳以上の者 (60 歳～64 歳までのヒト免疫不全 ウイルスにより免疫の機能に日常生 活がほとんど不可能な程度の障害を 有する者) 生ワクチン (1 回) 組換えワクチン (2 回)	個別接種	通年	協力医療機関	70 歳から 100 歳までの 5 歳 刻みの者：令 和 10 年までの 5 年間の経過 措置 100 歳以上は R 7 年度のみ
任 意 予 防 接 種	季節性インフル エンザ	生後 6 か月以上中学 3 年生以下 及び妊婦 1～2 回 ※13 歳未満 2 回 ※生ワクチンは 2 歳～15 歳 (1 回)	個別接種	10 月～翌 年 2 月	協力医療機関	H24 年度～
	流行性耳下腺炎 (おたふくか ぜ)	1 歳以上 3 歳未満 1 回	個別接種	通年	協力医療機関	H26 年度～ 継続事業

任意 予 防 接 種	成人風しん	男性 36 歳～40 歳（昭和 60 年 4 月 2 日～平成 2 年 4 月 1 日） 女性 36 歳～45 歳（昭和 55 年 4 月 2 日～平成 2 年 4 月 1 日） 1 回	個別接種	通年	協力医療機関	H25 年度～ R1 年度～第 5 期接種に伴 い対象者変更
	帯状疱疹	満 50 歳以上（定期予防接種者以外） 生ワクチン（1 回） 不活化ワクチン（2 回）	個別接種	通年	協力医療機関	R6 年度～
	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12 歳となる日の属する年度初日から 16 歳となる年度末日までの間にある 男子 3 回	個別接種	通年	協力医療機関	R6 年度～
予防接種未接種者勧 奨及び啓発事業		各種予防接種	定期予防接種（A 類）未接種者勧奨 市報・HP 等による啓発 赤ちゃん訪問・乳幼児健診等機会をとらえ 接種勧奨			
特別の理由による定 期予防接種再接種費 用助成		骨髄移植手術等で免疫が消失し、接 種済みの定期接種の効果が期待でき ないと医師に判断された者	随時	通年	依頼医療機関	R1 年度～

（３）結核予防事業

項目	目的	内容	対象者	備考
結核検診	結核の早期発見・早期治療に結 びつけ、結核患者数の減少を図 る。	胸部 X 線検査	65 歳以上	寝たきり者は H26 年度～
結核検診追跡 調査	医療機関受診者に胸部レント ゲン検査受診状況を年 1 回確 認し、市に用紙を提出してもら うことにより、結核の早期発見 につなげる。	・文書等による受診勧奨 ・実施報告書の提出	・ 65 歳以上の 検診未受診者 ・ 65 歳以上で 医療機関受診 者	
横手市結核予 防婦人会事業	結核予防および公衆衛生の向 上を図り、健康で明るい社会の 実現を目指す。	・総会、研修会、複十字シール募金等 ・ 7 支部での活動（各種検診事業への 協力等）	結核予防婦人 会会員	H24 年度～ R 2 年度～ (十文字支部脱退)

（４）学生指導

項 目	目 的	内 容	対象者	備考
地域看護学実 習指導	将来看護職を目指す学生に対 して、公衆衛生看護の実際を指 導する。	保健科・看護科学生の公衆衛生看護学に ついて各地域にて実習指導をする。 ・ 県立衛生看護学院保健科 ・ 県立衛生看護学院看護科 ・ 秋田大学医学部保健学科	看護科・保健科 学生	保健師 栄養士 地域包括支援 センター
看護学講師		県立衛生看護学院において講義を受け 持つ。 ・ 保健科 ・ 助産科 ・ 看護科	県立衛生看護 学院学生	保健師 栄養士

（５）診療所運営事業

項目	目的	内容	対象者	備考
市営診療所	市民の健康保持増進	住民の疾病予防及び治療を行う。 ・横手市雄物川町大沢診療所 ・横手市山内診療所	市民	雄物川地域 山内地域
へき地診療所	市民の健康保持増進	住民の疾病予防及び治療を行う。 ・横手市山内三又診療所	市民	山内地域

（６）救急医療対策事業

項目	目的	内容	対象者	備考
病院群輪番制事業	夜間及び休日の二次救急医療確保のため	平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の３病院で夜間、休日の診療を行う。	市民	平鹿総合病院 市立横手病院 市立大森病院
在宅当番医制運営事業	休日における一次医療の確保及び住民に対する救急医療の普及啓発	休日当番医の実施及び救急医療に関する普及啓発を行う。	市民	横手市救急医療対策協議会
救急告示病院救急医療運営費補助事業	救急告示病院機能を有効活用し、その運営を効率的に進め、地域住民の救急医療の確保を図る。	救急告示病院における救急医療運営に係る経費の一部補助を行い、市民の救急医療を確保する。	市民	平鹿総合病院

（７）献血推進事業

項目	内容	実施方法	実施時期	実施場所	備考
献血事業 （全血献血）	献血バス運行への協力と協力事業所の斡旋	街頭献血 事業所献血	随時	事業所 学校他	

（８）非公営水道事業

項目	内容	実施方法	実施時期	実施場所	備考
非公営水道組合水質検査	水質検査の実施指導、水道施設の巡回検査、検査料への補助	水質検査	随時	非公営水道組合	横手、増田、平鹿、雄物川、十文字地域

（９）飲用井戸事業

項目	内容	実施方法	実施時期	実施場所	備考
飲用井戸の水質検査	飲用井戸の水質検査実施勧奨検査機関の紹介	水質検査	随時	健康推進課で水質検査依頼書と検査容器の配付と回収	

（１０）狂犬病予防事業

項目	内容	実施方法	実施時期	実施場所	備考
犬の各種届出	犬の登録・死亡、登録情報の変更、鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付	各地域局で受理、交付	随時	各地域市民サービス課 （横手地域は健康推進課）	
狂犬病予防注射	狂犬病の発生予防及びまん延防止のための飼い犬への注射	・各地域の集合注射 ・動物病院等での個別注射	春期、秋期 随時	各地域の施設等 開業獣医師の医院	

(11) 健康の駅推進事業

①大規模健康の駅（健康の駅よこてトレーニングセンター）

項目	目的	内容	対象者	備考
あたまと体の健康教室	個々の生活状況を振り返り、健康状態やライフスタイルに適した健康管理や生活習慣改善への取り組みを支援する。 また、認知症予防に関する講話や運動を取り入れ、認知機能の維持・改善につなげる。	実施場所：東部トレーニングセンター 実施回数：年2回（期） 実施期間：週1回（全6回） 参加費用：1,800円 【内容】 ・健康チェック ・身体・体力測定 ・有酸素運動（エアロバイク、トレッドミル） ・筋力トレーニング（筋トレマシン） ・健康の駅よこてらしく体操等 ・管理栄養士、栄養士による集団指導 ・認知症予防に関する健康講話 ・家庭血圧の測定（2週間、朝晩） ・歩数計による身体活動量測定 ・認知トレーニング ・グループワーク ・各種アンケート調査	65歳以上の要介護・、要認定を受けていない市民 12人×2期	市民
70歳からのらしく運動教室	個々の健康状態やライフスタイルに適した健康管理や生活習慣改善への取り組みを支援する。 また、介護予防や認知機能の低下を予防し、健康寿命の延伸につなげる。	実施場所：東部トレーニングセンター 実施回数：年2回（期） 実施期間：週1回（全6回） 参加費用：1,800円 【内容】 ・健康チェック ・身体・体力測定 ・有酸素運動（エアロバイク、トレッドミル） ・筋力トレーニング（筋トレマシン） ・健康の駅よこてらしく体操等 ・歯科衛生士による口腔機能チェック、講話 ・管理栄養士、栄養士による集団指導 ・フレイル予防に関する健康講話 ・家庭血圧の測定（2週間、朝晩） ・レクリエーション等 ・各種アンケート調査	70歳以上の要介護・要支援認定を受けていない市民 12人×2期	市民

項目	目的	内容	対象者	備考
健康増進タイム (レディースタイム)	個々の利用目的に応じた安全で効果的な運動への取り組みを支援し、運動習慣を定着化させる。	実施場所：東部トレーニングセンター 実施期間：毎週金曜日の午後 利用料金：市内の方 300 円 市外の方 600 円 (2 時間以内) 【内容】 ・健康チェック ・有酸素運動（エアロバイク、トレッドミル） ・筋力トレーニング（筋トレマシン） ・簡易運動器具によるトレーニング ・健康の駅よこてらくらく体操等 ・体成分分析装置による測定	15 歳以上 (中学生を除く)の女性で要介護・要支援認定を受けていない市民と市外在住者	
健康増進タイム (夕暮れトレーニングタイム)	個々の利用目的に応じた安全で効果的な運動への取り組みを支援し、運動習慣を定着化させる。 ※運動不足傾向にあり、日中の利用が困難な働き盛り世代の健康づくりを支援する。	実施場所：西部及び南部トレーニングセンター 実施期間：5 月から 3 月の週 1 回 (午後 5 時 30 分から 8 時 30 分 11 月～3 月は 8 時まで) ※西部は 5 月～11 月のみ実施 利用料金：市内の方 300 円 市外の方 600 円 (2 時間以内) 【内容】 ・健康チェック ・有酸素運動（エアロバイク、トレッドミル） ・筋力トレーニング（筋トレマシン） ・簡易運動器具によるトレーニング ・健康の駅よこてらくらく体操等 ・体成分分析装置による測定	15 歳以上 (中学生を除く)で要介護・要支援認定を受けていない市民と市外在住者	

②中規模健康の駅

項目	目的	内容	対象者	備考
地区交流センター型	住み慣れた地域で交流を深めながら健康づくりの効果を実感する。	実施場所：地区交流センター等 実施期間：通年（月 1 回程度） 参加費用：無料 【内容】 ・健康チェック ・健康の駅よこてらくらく体操等 ・健康講話 ・健康の駅サポーターによる運動等 ・身体測定(体成分分析装置による測定) ・栄養実習、講話 ・脳トレ（レクリエーション）	地区交流センター管内に居住している市民	

③小規模健康の駅

項目	目的	内容	対象者	備考
町内会型	近所の顔なじみの仲間と交流を深めながら健康づくりの効果を実感する。	実施場所：町内会館等 実施期間：通年（月 1 ～ 4 回程度） 参加費用：無料 【内容】 ・健康チェック ・健康の駅よこてらくらく体操等 ・健康講話 ・身体測定（体成分分析装置による測定） ・栄養講話 ・脳トレ（レクリエーション）	町内に居住している市民	
施設型	福祉施設利用者の健康づくりを支援し、寝たきりを予防する。	実施場所：福祉施設 実施期間：年 1 ～ 2 回 参加費用：無料 【内容】 ・健康チェック ・血圧測定 ・健康の駅よこてらくらく体操	福祉施設利用者	

④プロジェクト

項目	目的	内容	対象者	備考
血圧管理事業	家庭血圧測定の定着を支援し、高血圧を予防する。	実施場所：健康の駅よこてトレーニングセンター 実施期間：通年 利用料金：無料 【内容】 ・血圧管理手帳の記入（2 週間、朝・晩） ・測定結果を分析し、保健師のコメントを付して資料を提供する。（必要に応じて個別保健指導を実施） ・自動血圧計の貸出（2 週間）	トレーニングセンター利用者	
若者支援事業	医療との連携のもとで、ひきこもりやニートの状態にある市民を対象に支援を行い、就労や社会参加を促す。	実施場所：横手保健センター 実施期間：通年（月 1 回） 参加費用：無料 【内容】 ・グループミーティング ・季節行事に応じた交流会 ・講演活動 ・就労体験、相談	19～39 歳までのひきこもりやニートの状態にある若者で、社会参加を求めている市民	

項目	目的	内容	対象者	備考
いきいきサロン 支援事業 (社会福祉協議会 主催事業)	健康の駅よこてらくらく体操 の普及と介護予防の意識向上 の取り組みを支援する。	実施場所：町内会館等 実施期間：通年（年1回程度） 参加費用：無料 【内容】 ・ 血圧測定 ・ 健康の駅よこてらくらく体操等 ・ 健康講話 ・ 脳トレ（レクリエーション）	いきいきサ ロン参加者	事前依頼が 必要
出前講座	各種団体等に対して健康情報 の提供や運動の実践指導を行 い、健康づくりの意識を促す。	実施場所：地区交流センター、町内会館 等 実施期間：随時 参加費用：無料 【内容】 ・ 健康の駅よこてらくらく体操等 ・ 健康講話	各種団体等 の活動に参 加している 市民	事前依頼が 必要
子どもの 健康づくり事業	子どもの健康づくりへの取り 組みを支援し、運動の楽しさを 実感し、運動習慣を定着化させ る。	実施場所：小学校及び中学校、各種施設 実施期間：随時 参加費用：無料 【内容】 ・ 健康講話 ・ 運動指導 ・ 運動指導用動画を活用した健康づくり （DVD、ホームページ等のSNSを活 用した健康づくりの実施）	市内小中下 校に在学し ている児童、 生徒	事前依頼が 必要
働く世代の 健康づくり事業	働き盛り世代の運動習慣の定 着化により、生活習慣病を予防 する。	実施場所：市内企業、行政組織 実施期間：随時 参加費用：無料 【内容】 ・ 健康講話 ・ 運動指導	市内の企業、 行政組織	事前依頼が 必要
SNSを活用し た健康づくり 事業	家庭で運動に取り組んでもら うため、運動指導用の動画を作 成し、横手市ホームページやS NSを活用した健康づくりを 支援する。	【内容】 ・ 子ども向け運動動画 （親子ペア体操、児童生徒向け運動等） ・ 特定保健指導者向け運動指導動画 ・ 成人、高齢者向け運動指導動画 を配信	市民	

横手市の行政経営理念

私たちは、
「幸せな地域社会」の実現をめざし、
市民と手をたずさえて、
地域価値の創造に挑戦し続けます。

秋田県横手市市民福祉部健康推進課

〒013-0044 秋田県横手市横山町1番1号

TEL 0 1 8 2 - 3 3 - 9 6 0 0

FAX 0 1 8 2 - 3 3 - 9 6 0 1